

KTK ETC カード利用約款

- (目的)
- 第 1 条 この約款は、関東通信事業協同組合（以下「組合」といいます。）がユーシーカード株式会社から「UC コーポレート会員」と認定され、組合所属の組合員のうちユーシーカード株式会社がカード使用者として適格と認めた者（以下「組合員」といいます。）に対して UC ETC カード（以下「*KTK* ETC カード」といいます。）を取り扱うにあたり、事業を円滑・適正に運営するため、必要な事項を定めるものとします。
- (*KTK* ETC カード利用範囲)
- 第 2 条 *KTK* ETC カードは、東/中/西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、首都高速道路株式会社等の有料道路及び、各高速道路株式会社が管理及び指定する一般有料道路において、ETC システムを利用した通行料金の支払に利用することができます。
- (*KTK* ETC カードの利用資格)
- 第 3 条 カードの利用資格者は、組合に所属する組合員のうちユーシーカード株式会社がカード使用者として適格と認めた組合員に限られます。
- (利用できる車両の範囲)
- 第 4 条 *KTK* ETC カードの利用車両は、組合員が正当な使用权を有し、自己のための運行の用に供する車両に限ります。
2. 利用車両の定義は、法人の場合は法人名義に限られ、みなし法人の場合は会社名義もしくは代表者名義に限られます。但し、他の名義であっても正当な所有権、使用权を証明でき、組合員企業での支払い保証があれば利用車両とすることができるものとします。
- (ETC 車載器の搭載義務及び管理番号の使用権)
- 第 5 条 前条規定の利用車両には ETC 車載器の搭載義務があります。
2. 利用車両の ETC 車載器管理番号は ETC 車載器の所有の如何にかかわらず、*KTK* ETC カードの利用中は組合に使用权を与えたものとします。
- (*KTK* ETC カードの利用申請手続)
- 第 6 条 *KTK* ETC カードの利用承認を受けようとする組合員は、組合が規定する以下の書類を提出してください。
- 一 *KTK* ETC カード申込書・利用にあたっての確認書 1 通
- 二 *KTK* ETC カード発行申請書 1 通
- 三 ETC 車載器セットアップ申込書・証明書写し 必要数
- 四 利用する車両の車検証(電子化された自動車検査証の場合は、該当車両の自動車検査証記録事項(車検証閲覧アプリからプリントアウトしたもの等))の写し(*KTK* ETC カード利用中は、車検を受けた都度、更新後のものを提出) 必要数
- 五 料金引落し支払いのための指定金融機関の口座振替依頼書 1 通(但し、支払い方法を変更し、新規で行う場合のみ)
- 六 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)写し 1 通(但し、既組合員不要)
- 七 確定申告書(税務署受付印押印のもの)写し 1 通(但し、既組合員不要)
- 八 その他組合が必要とする書類 必要数
- (*KTK* ETC カードの利用承認)
- 第 7 条 組合は、前条規定の申込書類を受領したときは、速やかに *KTK* ETC カードの利用の諾否を審査し、ユーシーカード株式会社に最終審査を依頼するものとし、*KTK* ETC カードの発行をもって利用承認したものとします。
- (*KTK* ETC カードの交付)
- 第 8 条 組合員は、*KTK* ETC カードの交付を受けたときは、組合が要請した場合 *KTK* ETC カード受領書を提出してください。
2. 組合員は、*KTK* ETC カード取扱管理者を定め、交付を受けた *KTK* ETC カードを注意して管理してください。
- (*KTK* ETC カードの有効期限)
- 第 9 条 *KTK* ETC カードの有効期限は、*KTK* ETC カード表面に記載された月の末日までとします。
- (*KTK* ETC カードの取扱諸費用)
- 第 10 条 *KTK* ETC カード利用者は、組合から交付を受けたカードの枚数に応じ、取扱諸費用として組合が別途定めた額を支払うものとします。
2. 諸費用は、カードの解約、カードの亡失等理由の如何を問わず返還いたしません。
- (*KTK* ETC カードの利用について)
- 第 11 条 *KTK* ETC カード利用者は、組合から交付を受けた組合員及びその使用人、その他の従業員以外の者に利用させることはできません。
2. *KTK* ETC カード利用者は、カードを第三者に貸与、譲渡、質入れ又は担保に供することはできません。
3. *KTK* ETC カードは、利用車両の ETC 車載器にセットして ETC 専用レーンを通過することにより、通行料金を決済することができます。
4. *KTK* ETC カードは、ETC 専用レーンの無い料金所においては、手渡しにて取扱うことができます。
- (車載器の取扱い)
- 第 12 条 車載器の分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってはいけません。
2. 車載器の周辺に物を置くなどして電波をさげってはけません。
3. 車載器を取得した者は、車載器の取り付けられた車両のナンバープレート(自動車登録番号標及び車両番号標をいいます。)が変更になった場合、車載器の取り付けられた車両をけん引きできる構造に改造した場合及び車載器を他の車両に付替えた場合は、再度セットアップをしてください。
- (ETC システム利用方法)
- 第 13 条 ETC システムを利用する *KTK* ETC カード利用者は、ETC システムを利用することができる車線（以下「ETC 車線」といいます。）に進入する前に *KTK* ETC カードを車載器に挿入してください。その際、挿入する方向を確かめて確実に差し込んでください。
- (通行上の注意事項)
- 第 14 条 ETC システムを利用する *KTK* ETC カード利用者は、ETC 車線を通行する場合、次の各号に掲げる事項を遵守してください。
- 一 車線表示板(料金所の車線上に設置された ETC システムの利用の可否を示す案内板をいいます。以下同じです。)に「ETC」もしくは「ETC 専用」(これらの表示の車線では、ETC システムを利用する車両しか通行できません。)又は、「ETC／一般」(この表示の車線では、ETC システムを利用する車両及び一旦停車して係員に通行料金を支払う車両が通行できます。)と表示されるので、これらの表示により ETC 車線であることを確認し、減速して進入すること。
- 二 前車が停車することがあるので、必要な車間距離を保持すること。特に「ETC／一般」と表示のある車線では、前車が ETC システムを利用しない場合は一旦停車するので注意すること。
- 三 路側表示器(車線の側方に設置される装置で、通行することの可否の他、車種の区分や通行料金の額等を表示するものです。以下同じです。)に通行することができる場合は「↑」、通行することができない場合は「STOP 停車」と表示されるので、これらの表示を確認すること。
- 四 路側表示器の表示が「STOP 停止」の場合は開閉棒が開かない、又は閉じるので、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従うこと。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後進したりしないこと。路側表示器の表示が「↑」の場合は、ETC 車線上にある開閉棒が開くのを確認し、徐行して通行すること。
- 五 開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意して安全な速度で通行すること。
- 六 他の車両と並進したり、追い抜きしたりしないこと。
2. 係員が車線を横断する場合がありますので、十分に注意して通行してください。
- (*KTK* ETC カードを利用した場合の通行料金の無料走行付与ないし割引)
- 第 15 条 *KTK* ETC カードを利用した組合員は、組合が ETC マイレージサービスに登録した後 ETC システムを使った走行に対し、別途組合が定めた基準に応じて、無料走行の付与ないし割引を行います。
2. 無料走行付与は、前月ないし前々月の走行に対し発生いたしますが、カード解約をもって無料走行の付与の権利も消滅するものとします。
- (*KTK* ETC カードを利用した場合の通行料金の決済)
- 第 16 条 組合は、組合員が *KTK* ETC カードを利用することにより発生した通行料金等を「*KTK* ETC カード請求明細書」により組合員に請求いたします。
2. 前項の請求に基づき、組合が定める指定日に、組合員からの組合口座への振込みないし組合員の指定金融機関の口座より通行料金等を引き落とすものとします。
3. 前項に基いたお振込みがない場合ないし指定口座から引落しできない場合は *KTK* ETC カードの利用を停止いたします。
4. 組合は、*KTK* ETC カード利用分についての「*KTK* ETC カード利用明細書」(走行明細書)を組合員へ送付いたします。
- (支払の保証)
- 第 17 条 組合は、*KTK* ETC カード利用組合員に対し、次に掲げる支払い保証を求めることができますものとします。
- 一 組合が定めた保証金の前納
- 二. *KTK* ETC カード利用料金が急増した場合の保証金の追加
- 三. その他組合が必要とする保証方法
2. 保証金の預託を受けた組合は、保証金預かり証を発行します。
3. 預託された保証金には利息は付しません。
- (督促を受けたときの *KTK* ETC カード利用通行料金等の支払い)
- 第 18 条 組合は、*KTK* ETC カード利用者が通行料金等請求書の納入期日までに通行料金等を納入しないときは、督促状により督促納入期日を明示して納入を督促するものとします。
2. *KTK* ETC カード利用者が、督促状に定められた支払期限までに通行料金等を支払わないときは、利用者全ての *KTK* ETC カードの使用を止め、預託された保証金から相当額を充当できるものとします。
- (期限の利益の喪失)
- 第 19 条 *KTK* ETC カード利用組合員は、組合員が次のいずれかの事由に該当した場合、本約款に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額を

- 直ちに支払うものとします。
- 一 破産、会社更生、民事再生、会社整理もしくは特別精算の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。
 - 二 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 三 差押え、仮差押え、保全差押え、もしくは仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。
 - 四 組合に支払うべき債務の履行を遅滞したとき。
 - 五 組合より *K T K* ETC カード利用の承認取消処分を受けたとき。
2. 組合は、前項の場合においていつでも当該 *K T K* ETC カード利用組合員に対して、通行料金等の支払いを請求すること、又は預託された保証金から相当額を充当することができるものとします。
- (延滞金)
- 第 20 条 組合は、第 18 条 1 項の規定による督促を受けた *K T K* ETC カード利用組合員が督促納入期日までに通行料金等を納入しない場合は、当該督促納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納通行料金等に年利 18.25%（1 年を 365 日とする日割計算）の割合を乗じて計算した額を、延滞金として請求できるものとします。
- (*K T K* ETC カードの亡失)
- 第 21 条 組合員は、紛失、盗難等によりカードを亡失したときは、直ちに *K T K* ETC カード紛失届を組合に提出してください。
2. カードを亡失したことにより生ずる一切の責任は、前項の届出の有無及び亡失事由の如何にかかわらず、*K T K* ETC カード利用組合員が負うものとします。
 3. *K T K* ETC カード利用組合員が、第 1 項に定める *K T K* ETC カード紛失届を提出した後にカードを発見したときは、そのカードは利用できませんのでハサミを入れて破棄してください。
 4. 組合員は、亡失等に関し、所定の亡失手数料が請求されるものとします。
- (亡失の責任)
- 第 22 条 *K T K* ETC カード利用組合員が、管理上の徹底不足、不注意等で *K T K* ETC カードの取扱いとしてふさわしくない事由により *K T K* ETC カードを亡失したと組合が認めた場合には、組合の定める期間、*K T K* ETC カードの再発行は出来ないものとします。
2. 亡失したことによる生ずる一切の責任は、亡失事由の如何にかかわらず、*K T K* ETC カード利用組合員が負うものとします。
- (*K T K* ETC カードの追加交付手続)
- 第 23 条 カード利用組合員は、その所有する車両の増加等の事由によりカードの追加交付を受ける必要があるときは、*K T K* ETC カード発行申請書及び必要書類を組合に提出してください。
- (*K T K* ETC カードの再交付手続)
- 第 24 条 カード利用組合員は、カードを亡失し、又はカード利用組合員の帰すべき事由により破損等した場合で、カードの再発行を受けようとするときは、該当の *K T K* ETC カード再発行届を組合に提出してください。
- (*K T K* ETC カードの一部返却)
- 第 25 条 カード利用組合員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに *K T K* ETC カード返却届を添え、ハサミを入れたカードを組合に提出してください。
- 一 カード利用組合員の車両の台数がカードの枚数を下回ることとなったとき。
 - 二 その他のカード利用組合員の事由によりカードの一部が不要となったとき。
- (*K T K* ETC カード利用の解約)
- 第 26 条 カード利用組合員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに *K T K* ETC カード返却届を添え、ハサミを入れたカードを組合に提出してください。
- 一 カード利用組合員が 3 ヶ月間で 1 万円以上、カードを利用しなかったとき。
 - 二 カード利用組合員がカードを利用する必要がなくなったとき。
2. カード利用組合員が、保証金の預託により通行料金等の支払いを保証している場合において、前項の *K T K* ETC カード返却届の提出があったときは、組合は通行料金等が完済されていることを確認のうえ、保証金をカード利用組合員へ返還します。
- (*K T K* ETC カード利用の停止)
- 第 27 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、組合は期間を定めてカードの利用を停止するものとします。
- 一 カード利用組合員が、*K T K* ETC カード利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金を免れ、又は免れようとしたとき。
 - 二 カード利用組合員が、この約款に違反する行為をしたとき。
 - 三 カード利用組合員が、*K T K* ETC カードを管理上の徹底不足、不注意等で *K T K* ETC カードの取扱いにふさわしくない事由により亡失したとき。
 - 四 カード利用組合員が、積載量違反等において行政処分を受けたとき。
 - 五 カード利用組合員が、第 18 条に定める支払期限までに通行料金等を支払わないとき。
 - 六 カード利用組合員が、二度に渡り第 16 条第 2 項に定める支払期限までに利用料金を支払わないとき。
 - 七 前条に定める場合の他、通行料金等の支払いが危ぶまれる事由が発生したと組合が認めたとき。
- (*K T K* ETC カード利用の承認取り消し)
- 第 28 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、組合は組合員の *K T K* ETC カード利用の承認を取り消すものとします。この場合、組合員は直ちに *K T K* ETC カード返却届を添え、ハサミを入れたカードを組合に提出してください。
- 一 カード利用組合員が、カードを改ざんしたとき。
 - 二 カード利用組合員が、カード利用停止期間中において、第 27 条第 1 項第 1 号及び第 4 号に該当する行為を行ったとき。
 - 三 カード利用組合員が、当該組合員以外の者にカードを利用させたとき。
 - 四 カード利用組合員が、この約款に違反する行為をし、その情状が重いとき。
 - 五 カード利用組合員が、車両制限令違反等において行政処分を受けたとき。
 - 六 その他カード利用組合員が、カード利用者として不適当な行為をしたと組合が認めたとき。
- (届出事項の変更)
- 第 29 条 *K T K* ETC カード利用組合員は、組合に届け出た書類の内容等に変更があったときは、速やかに届出事項の変更及び必要書類を組合に提出してください。
- (必要書類の提出)
- 第 30 条 *K T K* ETC カード利用組合員は、カードの利用について組合が必要とする書類の提出を求めたときは、その書類を組合に提出してください。
- (協力義務)
- 第 31 条 *K T K* ETC カード利用者は、次に掲げる事項について、注意し、協力するものとします。
- 一 交通事故の防止。
 - 二 交通マナーの向上に努めること。
 - 三 車両制限令の遵守に関すること。
 - 四 原因者負担金の速やかな支払に処すること。
 - 五 組合の行う各種事業を積極的に利用すること。
 - 六 その他組合が必要と認める事項。
- (警告)
- 第 32 条 *K T K* ETC カード利用者は、この約款に関し、組合から警告を受けたときはこれに従い直ちに是正してください。
- (約款違反等による *K T K* ETC カード利用組合員の責任)
- 第 33 条 *K T K* ETC カード利用組合員が、本約款に違反したことが原因で組合がユーシーカード株式会社等から利用の停止、マイレージサービス等の利用承諾の取消などの処分を受けた場合には、組合及び他の組合員が被る損害に対して、組合員は全額を弁償しなければならないものとする。
- (合意管轄裁判所)
- 第 34 条 *K T K* ETC カード利用組合員と組合との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、組合は管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
- (債権譲渡)
- 第 35 条 組合員は、組合が本約款に基づく組合員に対する債権の全部又は一部を第三者に譲渡することができることをあらかじめ承諾するものとする。
- (*K T K* ETC カードの管理)
- 第 36 条 組合は *K T K* ETC カード管理を、*K T K* ETC カード利用約款、ETC システム利用規程、UC コーポレート会員規約・カード使用者規約、ETC カード特約に準拠して行います。
- (約款の変更)
- 第 37 条 本約款の変更について組合が変更内容を通知した後に本制度を利用したときは、変更事項又は新約款を承認したものとみなします。

附則

- 第 1 条 本規約は平成 17 年 2 月 1 日から施行します。
- 第 2 条 本規約は平成 18 年 1 月 1 日に改定し、同日から施行します。
- 第 3 条 本規約は令和 5 年 1 月 4 日に改定し、同日から施行します。
- 第 4 条 本規約は令和 6 年 7 月 1 日に改定し、同日から施行します。
- 第 5 条 本規約は令和 7 年 1 月 1 日に改定し、同日から施行します。
- 第 6 条 本規約は令和 7 年 8 月 1 日に改定し、同日から施行します。